



金 沢 市 公 報

第 3 2 0 8 号 の 2

令和8年(2026年)3月2日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
●消防局訓令甲	
○消防職員任用規程の一部改正について (消防総務課)	1

消 防 局 訓 令 甲

●金沢市消防局訓令甲第1号

消 防 局
消 防 署

消防職員任用規程（昭和34年消防本部訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月2日

金沢市消防長 油 仁 一

第2条中「定義」を「意義」に改め、同条第1号中「昇任する場合」を「昇任」に改め、同条第2号及び第3号中「場合」を「こと」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 任用試験 採用又は昇任のための競争試験をいう。

第3条及び第4条を次のように改める。

(消防吏員の任用)

第3条 消防吏員の任用を行う際の受験資格又は選考の基準は、職務遂行に必要な最低限度の経歴、学歴、年齢等について、その都度定める。

(昇任の特例)

第4条 職員が生命を賭して職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合は、昇任をさせることができる。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

第7条第1項中「任用のための試験」を「任用試験」に改め、同条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第9条第1項中「程度を」を「能力の順位を正確に」に、「筆記試験、口述試験、実科試験、身体検査及び体力測定によって行う」を「次に掲げる方法のうち必要があると認める方法により行うものとする」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 筆記試験
- (2) 経歴評定
- (3) 人事評価
- (4) 口述試験
- (5) 身体検査
- (6) 体力測定
- (7) その他職務遂行の能力の適否及びその能力の順位を客観的に判定することができる方法

第9条第2項から第6項までを削り、同条を第8条とする。

第10条中「判定するもの」を「選考の基準に基づいて判定するもの」に、「経歴評定、人事評価その他当該職務遂行の能力の適否を客観的に判定することができる」を「前条各号に掲げる方法のうち必要があると認める」に改め、同条を第9条とする。

別表を削る。

附 則

消防職員任用規程の臨時特例に関する規程（昭和48年消防本部訓令甲第4号）は、廃止する。

令和8年(2026年)3月2日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄